民事訴訟裁判告知

今回、裁判所に訴状が提出されたことを通知致します。あなたは民事訴訟法第２条第１項の規定により、債務不履行を原因とする損害賠償請求訴訟を提起されました。

本書は、貴殿が当社側に対して提出された契約書類の写しを送付致しますので、内容をご確認ください。

会社側は、貴殿が提出された契約書類に基づき、貴殿に対して債務履行を催告する書面を送付いたします。

原告が提出した訴状の写しは、裁判所から貴殿へ送達されるまでの期間、当社側の主張を整理するものであり、貴殿に対する請求を認めるものではありません。

本書受領日から２週間以内に、当社側の代理人弁護士を通じて、裁判所へ答弁書を提出されることを強く推奨致します。

期日までに答弁書が提出されない場合、裁判所は当社側の主張を全面的に認める判決を下す可能性がございます。

改めまして、本書は民事訴訟法第１条に基づき、貴殿に対する裁判所からの正式な通知であることを申し添えます。

今後の裁判手続きにおいて、当社側は原告として、貴殿に対する債務履行を強く求めてまいる所存でございます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※ご連絡なき場合は、本書を勤務先へ郵送させていただきます。

〒０６２－００３２
北海道札幌市豊平区西岡２条[redacted]
財団法人　北海道債権管理事務局
管理部　担当 [redacted]
電話番号
[redacted]